

(様式第1号)

共同研究申込書

平成 年 月 日

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長 殿

住 所

氏 名

印

(主たる事務所の所在地及び名称)
並びに代表者の氏名

電話番号

徳島県立農林水産総合技術支援センター共同研究実施要領第5条第1項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

記

1 研究課題

2 研究目的

3 研究期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

4 研究内容及び役割分担等

研究内容	役割分担	研究場所	備考

5 申込者に属する研究員

所 属：
職・氏名：
専門分野：

6 研究経費

全経費 千円 (内申込者負担分 千円)

7 共同研究に使用する施設等

名 称	設置場所	形式・仕様	数量	備 考

(注) 4は研究内容毎に記載し、役割分担等を明確にすること。
6の研究経費は、年度毎の積算内訳を添付すること。

(様式第2号)

共同研究契約書

徳島県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、次の各条に従い、「〇〇」に関する共同研究(以下「共同研究」という。)の実施及び成果の取扱いに関する契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、この契約書に定める事項を信義に基づき誠実に遵守し、両者が信頼関係をもって履行しなければならない。

(共同研究)

第2条 甲及び乙は、次の研究を共同で実施する。

- (1) 研究課題 〇〇に関する研究
- (2) 研究目的 〇〇〇〇〇
- (3) 研究内容 □□に関する研究
▲▲に関する研究

(実施場所)

第3条 共同研究の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) □□に関する研究 〇〇市(郡)〇〇町〇〇
徳島県立農林水産総合技術支援センター
〇〇研究所
- (2) ▲▲に関する研究 ■■■市(郡)■■■町(村)■■■
▲▲▲▲▲▲

(実施期間)

第4条 共同研究の実施期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

(研究の管理及び分担)

第5条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる研究を分担する。

2 甲及び乙は、それぞれ分担した研究についての管理を行うものとする。

3 甲又は乙に属する研究員は、共同研究が終了するまでは、甲又は乙が提供した試験研究用資材等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(研究員)

第6条 甲及び乙は、それぞれ別表第2に掲げる研究員を共同研究に参加させるものとする。

(経費の分担)

第7条 甲及び乙は、それぞれ別表第3に掲げる経費を分担するものとする。

2 甲及び乙は、各年度末に当該年度に要した経費の決算額の明細書を別表第4の様式により作成し、交換するものとする。

(研究成果の公表等)

第8条 甲又は乙は、第4条に定める共同研究の実施期間(以下「研究実施期間」という。)中において、研究成果を乙又は甲以外の者に知らせようとするときは、あらかじめ乙又は甲と協議するものとする。但し、甲及び乙が、共同研究を進める上で必要と合意した場合はこの限りでない。

第9条 甲は研究実施期間終了後、研究成果を公表するものとする。但し、乙が業務上の支障があるため、甲に対し研究成果を公表しないよう申し入れたときは、甲は乙の利害に関係がある事項についてその成果を公表しないことができる。

2 甲は、徳島県立農林水産総合技術支援センター共同研究実施要領(以下「共同研究実施要領」という。)第11条の規定により、第三者に対し実施の許諾をする決定をしたときは、前項但し書きの規定にかかわらず研究成果を公表するものとする。

3 乙は研究実施期間終了後、研究成果を公表しようとするときは、あらかじめ甲と協議するものとする。

(成果品の帰属)

第10条 共同研究の結果生じた成果品は、その成果品に要した経費の負担割合に応じた持分を精算し、甲乙協議の上、その帰属を定めるものとする。

(特許出願等)

第11条 甲又は乙は、共同研究の結果、甲又は乙に属する研究員が独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、あらかじめ乙又は甲の同意を得るものとする。

第12条 共同研究に基づく共同出願を行おうとするときは、徳島県知事と乙は別に定める共同出願契約を締結するものとする

2 乙は、共同出願に係る特許権の取得に関する費用(出願から登録に至る一切の費用(弁理士費用を含む))及び管理のために必要な特許料(以下「出願費等」という。)を、全て負担しなければならない。

3 甲は、乙が前項に定める出願費等を負担しないときは、乙が当該権利に係る乙の持分を放棄したものとみなし、乙は甲に譲渡する旨を記載した証書を提出するものとする。

4 その他共同研究に基づく特許権等の取扱い等については、共同研究実施要領の規定によるものとする。

(実施料)

第13条 乙又は乙の指定する者は、甲に承継された特許権等を実施しようとするときは、甲の承諾を得たのち、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

2 乙は、共有に係る特許権等に係る発明を実施しようとするときは、甲に対し、別に実施契約で定める当該権利に係る甲の持分に応じた額に相当する実施料を甲に支払わなければならない。

3 共有に係る特許権等について、乙の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ甲及び乙に帰属するものとする。

(準用)

第14条 第11条から第13条の規定は、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、意匠権及び意匠登録を受ける権利並びに品種登録を受ける権利について準用するものとする。

(共同研究の中止)

第15条 甲及び乙は、天災その他やむを得ない理由により共同研究の継続が困難となったときは、協議の上、当該共同研究を中止することができる。

2 乙は、前項により共同研究を中止しようとする場合は、共同研究を中止することについて、あらかじめ甲に協議するものとし、共同研究中止承認申請書(様式第3号)を甲に提出し、承認を受けなければならない。

3 甲又は乙は、共同研究の中止により甲又は乙が受けた一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。

(共同研究の結果報告)

第16条 共同研究の終了後、甲に属する研究所長は、その結果を速やかに共同研究結果報告書(様式第4号)に取りまとめるものとする。

2 乙は、前項の共同研究結果報告書の取りまとめに協力しなければならないものとする。

(甲への納付)

第17条 乙は、甲が次の各号の1に該当すると認めるときは、甲がそれまで負担した経費の全部又は一部を甲に納付しなければならない。

(1) 乙が、正当な理由なく共同研究を一方的に中止又は甲が中止したとみなした場合

(2) 乙に共同研究の継続に係る重大な信用失墜行為があると認められる場合

(協議)

第18条 この契約に定めるもののほか、研究成果の取扱いその他必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙それぞれ1通を保管する。

平成〇年〇月〇日

甲 徳島県
徳島県立農林水産総合技術支援センター
所長 ○○○○ 印

乙 ■■■市(郡) ■■■町(村) ■■■
▲▲▲▲▲
氏名 ●●●● 印

別表第1

研究の分担

中 課 題	小 課 題	甲	乙
(1) □□に関する研究	① ○○の研究 ② △△の研究 ・ ・ ・	◎	○ ○
(2) ▲▲に関する研究	① ●●の研究 ② ▲▲の研究 ・ ・ ・	○	◎ ○

(注) 同一研究項目で両者が担当する場合、◎は主担当者、○は副担当者を示す。

別表第2

共同研究員

	担当する小課題	研究員の職・氏名
甲	○○の研究 ●●の研究	○○担当科長○○○○ 〃 担当研究員○○○○
乙	△△の研究 ▲▲の研究	○○部○○課長○○○○ 〃 〃 課研究員○○○○ △△部△△課研究員△△△△

別表第3

経費の分担

	費 目
甲	旅費 試験研究費 賃金 消耗品費 役務費 借料及び損料 備品費 その他必要経費
乙	旅費 試験研究費 賃金 消耗品費 役務費 借料及び損料 備品費 その他必要経費

別表第4

〇〇に関する研究

(平成〇年度分)

費 目	所要見積額(決算額)	積算基礎
旅費 試験研究費 賃金 消耗品費 役務費 借料及び損料 備品費 その他必要経費	円	
合 計		

(様式第3号)

平成 年 月 日

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長 殿

住 所
氏 名

印

(主たる事務所の所在地及び名称)
並びに代表者の氏名

共同研究中止承認申請書

共同研究中止したいので、徳島県立農林水産総合技術支援センター共同研究実施要領第7条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 研究の課題
- 2 中止の理由
- 3 中止の時期

(様式第4号)

事務連絡
平成 年 月 日

農林水産総合技術支援センター所長 殿

農林水産総合技術支援センター
〇〇研究所長

共同研究結果報告書

共同研究が終了したので、徳島県立農林水産総合技術支援センター共同研究実施要領第8条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 研究課題
- 2 研究所の担当名及び研究員名
- 3 共同研究者名及び研究員名
- 4 研究実施年度
- 5 研究結果
 - (1) 研究所の研究結果
 - (2) 共同研究者の研究結果
- 6 知的財産取得の見通し

(様式第5号)

共同出願契約書

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲及び乙が共同で実施する発明の共同出願及び特許権の取得に関し、次のとおり契約を締結する。

(特許権の共有及び持分)

第1条 甲及び乙は、次の発明（以下「本発明」という。）に係る特許権の設定登録後においては特許権を共有するものとする。

(1) 発明の名称

(2) 発明の内容

(3) 特許権の持分 甲 % 乙 %

(特許料等)

第2条 乙は、共同出願に係る特許権の取得に関する費用（出願から登録に至る一切の費用（弁理士費用を含む））及び管理のために必要な特許料（以下「出願費等」という。）を、全て負担しなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める出願費等を負担しないときは、乙は当該権利に係る乙の持分を放棄したものとみなすことができる。

(発明の実施)

第3条 乙又は乙の指定する者は、甲に承継された特許権等を実施しようとするときは、甲の承諾を得たのち、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

2 乙は、共有に係る特許権等について発明を実施しようとするときは、甲に対し、別に実施契約で定める当該権利に係る甲の持分に応じた額に相当する実施料を支払わなければならない。

(第三者に対する実施の許諾)

第4条 甲及び乙は、甲及び乙以外の者（以下「第三者」という。）に対し、本発明の実施の許諾をする決定をしたときは、相手方の同意を得るものとする。

2 共有に係る特許権等について、乙の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ甲及び乙に帰属するものとする。

(協議)

第5条 この契約に定めるもののほか、本発明の取り扱いその他必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙それぞれ1通を保管する。

平成○年○月○日

甲 徳島県

徳島県知事 ○○○○ 印

乙 ■■■市(郡) ■■■町(村) ■■■
▲▲▲▲▲

氏名 ●●●● 印